



こんなときには 14日以内に 必ず届け出

国民健康保険（国保）に加入している世帯の全員、またはその一部のの人に次のような異動があった場合には、14日以内に役場保険健康課保険年金班へ届出をしてください。届出を忘れたり、遅れたりすると、保険証を使った医療が受けられないことがあります。

加入は世帯単位で届出は14日以内に

国保へは世帯単位で加入し、加入手続きは世帯主が行うことになっています。世帯主は自分の家族に異動があったときは、14日以内に届出をしなければなりません。

家族一人ひとりが
みんな被保険者です

国保では、加入は世帯単位ですが、家族一人ひとりが皆、被保険者です。保険証は一世帯に一枚交付されます。同じ住居に住んで生計が一緒の人は同じ世帯となります。住み込みの店員やお手伝いさんなどでも、雇用

主と同じ住居で生活をし、賃金の支払がなく、生計を一にしていると認められる場合は、雇用主と同じ世帯になります。また、賃金の支払があり、生計が別であると認められる場合は、それぞれ別の世帯となります。

届出が遅れると：

届出が遅れると、①保険税をさかのぼって払わなければならない②医療費を全額自己負担しなければならない③後で医療費を返さなければならない、という場合がありますので、ご注意ください。

◆ 国保に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村から転入してきた	印かん、ほかの市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめた	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
生活保護を受けなくなった	印かん、保護廃止決定通知書
子どもが生まれた	印かん、保険証

◆ 国保から脱退するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村へ転出する	印かん、保険証
職場の健康保険に加入した	印かん、国保の保険証、職場の健康保険証
生活保護を受けるようになった	印かん、保険証、保護開始決定通知書
国保の加入者が死亡した	印かん、保険証、預金通帳、会葬御礼のはがき

◆ そのほかのとき

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で住所が変わった	印かん、保険証
退職者医療制度に該当した	印かん、国保の保険証、年金証書
世帯が分かれた、一緒になった	印かん、保険証
出稼ぎに行く、長期旅行をする	印かん、保険証
修学のため住所を変えた	印かん、保険証、在学証明書
保険証をなくした、汚れて使えなくなった	印かん、身分を証明するもの、使えなくなった保険証
世帯主や加入者の名前が変わった	印かん、保険証



高齢者見守りネットワーク開始!!

*** 高齢者の世帯を民生委員が訪問します ***

民生委員がお伺いした際はご協力をお願いします。

町では、緊急時や災害時などの支援を充実させるため、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦の世帯を民生委員が訪問し、世帯の状況などを聞き取り調査します。(この情報は、見守りネットワーク活動、緊急時、災害時救護活動及び更新調査以外に使用することはありません)



どんな人が対象なの?

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯
- ② 高齢者夫婦 (夫 65歳以上・妻 60歳以上) のみの世帯
- ③ その他 (民生委員が対象者として適当と判断した人)

どんなことを聞くの?

何かあったときの緊急連絡先や災害時の避難場所の確認を聞き取り調査します

聞いた内容はどうするの?

お聞きした内容は、個人情報になるので、鞍手町役場と民生委員で大切に保管します。

- ・ 民生委員は身分証を携帯しています。
- ・ 登録手数料や金品の請求などは一切ありません。そのような事態が発生した場合は、ご連絡ください。

*** 問い合わせ ***

鞍手町役場 福祉人権課福祉高齢者班

☎ 42局2111 内線244

■ 受付時間 8:30 ~ 17:15 (土・日・祝日を除く)

「日本年金機構」が平成22年1月1日からスタート!!

*** 社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします ***

- ・ 現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また「年金事務所」は現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地の変更はありません。
- ・ 日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内がいくことになります。みなさんに何らかの手続きをしていただくことは一切ありませんので、ご安心ください。
- ・ 日本年金機構は、社会保険庁や公的年金の運用業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりありません。

平成22年1月1日

公的年金の運用業務

社会保険庁

↑
廃止

→
日本年金機構

→
厚生労働省

公的年金の財政責任・
運営責任



*** 問い合わせ ***

鞍手町役場 保険健康課保険年金班

☎ 42局2111 内線205

■ 受付時間 8:30 ~ 17:15 (土・日・祝日を除く)